

## 東海市次世代産業立地補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に長年工場等を立地して製造業等を営む者が、工場等の新設又は工場等若しくは償却資産の増設をする場合に、予算の範囲内において東海市次世代産業立地補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、次世代産業の振興、企業の市外への流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 次世代成長分野等 次に掲げる分野をいう。
  - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
  - イ 航空宇宙関連分野
  - ウ 環境・新エネルギー関連分野
  - エ 健康長寿関連分野
  - オ 情報通信関連分野
  - カ ロボット関連分野
- (3) 工場等 次世代成長分野等若しくは愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種の分野に該当する営利を目的とする製造業等の用に供する施設又はこれらの分野に該当する産業分類に掲げる製造業に係る研究若しくは開発の用に供する施設をいう。
- (4) 企業 営利を目的として事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業を除く。）をいう。
- (5) 新設 企業が市内の次に掲げる土地に工場等を建設することをいう。
  - ア 新たに取得し、又は賃借する土地
  - イ 既に取得し、又は賃借した土地で未利用であるもの

ウ 既に事業を行っている土地

(6) 増設 次のいずれかに該当することをいう。

ア 自ら所有し、又は賃借する市内の既存の工場等を増築すること。

イ 自ら所有し、又は賃借する市内の工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。

(7) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人、機械及び装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。

(8) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(9) 中堅企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者をいう。

(10) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であつて、次のいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者

オ アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(11) 大企業 中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。

(12) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額をいう。

ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

(13) 常用雇用者 市内の工場等を主たる勤務地とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者をいう。

(14) 企業グループ 次に掲げる会社をいう。

ア 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条第5号に規定する連結会社

イ 財務諸表等規則第2条第6号に規定する非連結子会社

ウ 財務諸表等規則第2条第7号に規定する関連会社

(15) 操業 第6条第1項の事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において工場等の新設又は増設をする事業のうち、愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）第8条第1項の規定に基づき、補助事業（Aタイプ）として愛知県知事の認定を受けた事業とする。

（補助対象事業者）

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内において原則20年以上工場等を立地している者のうち次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業者で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であり、原則として補助金の交付期間において、25人以上の常用雇用者数を維持すること。

イ 中堅企業者で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であり、原則として補助金の交付期間において、25人以上の常用雇用者数を維持すること。

ウ 大企業で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が2.5億円以上であり、原則として補助金の交付期間において、50人以上の常用雇用者数を維持すること。

(2) 大企業及びみなし大企業にあつては、過去に同一の工場等の同一事業を対象と

して、補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けた者でないこと。

- (3) 補助対象事業に係る工場等の新設又は増設を対象として東海市企業立地交付金条例（平成27年東海市条例第27号。）第4条第1項の規定による認定を受けた者でないこと。
- (4) 市税及び県税の滞納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 公害防止対策について市長と協議の上、当該公害防止対策を実施する者であること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用とし、補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 前条第1号アに該当する場合 補助対象経費の10パーセント（みなし大企業にあつては、8パーセント）に相当する額。（当該額が10億円を超えるときは、10億円）
  - (2) 前条第1号イに該当する場合 補助対象経費の5パーセント（みなし大企業にあつては、4パーセント）に相当する額。（当該額が5億円を超えるときは、5億円）
  - (3) 前条第1号ウに該当する場合 補助対象経費の4パーセントに相当する額（当該額が5億円を超えるときは、5億円）
- 2 過去に補助金の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業（自社を含む。）が工場等の新設又は増設をする場合の補助金の総額は、当該企業グループで10億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則第2条第8号に規定する持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(認定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業認定申請書に必要な書類を添えて、工場等の新設又は増設の工事に着手する日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付対象事業者として認定し、事業認定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査を行うに当たっては、愛知県新あいち創造産業立地補助金審査会議の意見を尊重するものとする。

4 市長は、第2項の規定により認定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

(地位の承継)

第7条 前条第2項の規定により認定をされた者（以下「認定事業者」という。）に合併、分割、相続等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助対象事業を承継し、かつ、当該補助対象事業が継続して行われる場合に限り、当該補助対象事業を承継する者（暴力団員等を除く。）は、市長（第4条第1号イ又はウに該当する場合にあっては、市長及び愛知県知事）の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項に規定する認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかにその事実を証する書面を添えて、承継承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを認めたときは、当該地位を承継しようとする者に対して承継承認通知書により通知するものとする。

(届出の義務)

第8条 認定事業者（前条第1項の規定による承継があった場合は、当該承継をした者を含む。以下同じ。）は、補助対象事業において、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

(1) 工場等の新設又は増設の工事に着手したとき 工事着手届出書

(2) 工場等の新設又は増設の工事が完了したとき 工事完了届出書

(3) 新設又は増設をした工場等の操業を開始したとき 操業開始届出書

(4) 次に掲げる事項に該当するとき 事業認定中止・廃止届出書

ア 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。

イ 第4条に規定する補助対象事業者の認定要件を満たさなくなるとき。

2 認定事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に補助対象事業の内容について、変更（軽微な事項を除く。）が生じるときは、あらかじめ事業認定変更届出書を市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 補助対象事業の計画に著しい変更があったとき。

(2) 補助対象事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付がなされるまでの間に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 第4条に規定する補助対象事業者の認定要件を満たさないことが判明したとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

(5) 法令又はこの要綱若しくは認定に付した条件に違反したとき。

(6) 著しく信用を失墜する等市との信頼関係を損なう行為を行ったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書により認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（操業開始の期日）

第11条 認定事業者は、第6条第1項の申請書を提出した日から3年以内に補助対象事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

（操業の継続期間）

第12条 認定事業者は、当該補助対象事業に係る工場等の操業を操業開始日から5

年間継続しなければならない。

(交付の申請等)

第13条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、新設又は増設をした工場等の操業を開始した日から1年以内に補助金交付申請書兼実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、当該交付に必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第14条 認定事業者は、前条第2項の通知書を受け取った日後速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

3 市長は、補助金の額が5億円を超える場合にあっては3年間、2億円を超え、5億円以下である場合にあっては2年間に分割して補助金を交付することができる。ただし、愛知県知事により、認定事業者に対し、本文に規定する期間を超えて分割して愛知県新あいち創造産業立地補助金が交付される場合（本文の規定の適用がない認定事業者に対し、分割して当該補助金が交付される場合を含む。）は、その交付される期間に合わせて分割して補助金を交付することができる。

(補助金の不交付等)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) 第9条第1項の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 第4条に規定する補助対象事業者の認定要件を欠くこととなったとき。

(3) 第12条に規定する期間内に工場等の操業を廃止し、若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(4) 偽りその他の不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると市長が認めるとき。

2 前項の規定により補助金の返還を請求された認定事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を納付しなければならない。

(1) 第4条第1号アに該当する場合 返還請求に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金の金額に、愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱第25条の規定により計算した加算金及び遅延利息の金額を加えた額

(2) 第4条第1号イ又はウに該当する場合 返還請求に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金の金額

(財産処分の制限)

第16条 認定事業者は、補助対象事業により取得した固定資産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助対象事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該工場等への立入調査をさせることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の東海市次世代産業立地補助金交付要綱第15条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた返還請求について適用し、同日前に受けた返還請求については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

- 2 改正後の東海市次世代産業立地補助金交付要綱第15条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に受けた返還請求について適用し、同日前に受けた返還請求については、なお従前の例による。
- 3 改正後の東海市次世代産業立地補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に東海市次世代産業立地補助金交付要綱第6条第1項の申請書の提出をする者について適用する。
- 4 この要綱の施行の日から令和7年5月31日までの間に工場等の新設又は増設の工事に着手する場合における東海市次世代産業立地補助金交付要綱第6条第1項の規定の適用については、同項中「工場等の新設又は増設の工事に着手する日の30日前」を「令和7年4月30日」とする。